

アスベスト工事のルールが変わります！

【大気汚染防止法の改正内容】

○レベル3建材への規制（令和3年4月から開始）

新たにレベル3建材の作業基準が作られました。

建材の区分	取り扱い	改正前	改正後
レベル3	作業基準	なし	あり
石綿含有成形板等	特定粉じん排出等作業実施届出書	提出不要	提出不要

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは裏面をご覧ください。

※大阪府生活環境の保全等に関する条例では従前から石綿含有成形板の除去作業に係る届出義務を規定しています。

<レベル3建材の作業基準の概要>

●石綿含有成形板などのレベル3建材を除去する作業

- 切断や破碎等をせずに手ばらしで取り外してください。
- 手ばらしが難しいときは、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
なお、ケイ酸カルシウム板第1種を手ばらせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺（天井部分を含む）の養生も必要です。

さらに、条例の作業基準もかかります。
詳しくは裏面をご覧ください。

●石綿含有仕上塗材を除去する作業

- 対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、湿潤化に加えて周辺（天井部分も含む）の養生も必要です。

○石綿含有仕上塗材の取り扱い（令和3年4月から開始）

石綿含有仕上塗材※はレベル3相当建材として取り扱うこととなりました。

取り扱い	改正前	改正後
建材の区分	レベル1	レベル3相当
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出必要	提出不要

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは裏面をご覧ください。

※吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

○元請業者と下請負人の責務（令和3年4月から開始）

元請業者だけではなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。また、作業基準等に違反した場合、元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けられました。

○発注者への作業結果の報告（令和3年4月から開始）

元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を発注者へ報告する義務が設けられました。

○自治体への事前調査結果の報告（令和4年4月から開始）

元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に自治体へ報告する義務が設けられました。

○有資格者による事前調査（令和5年10月から開始）

「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者しか事前調査を行うことができなくなりました。

【大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正内容（予定）】（令和3年7月施行予定）

○届出対象建材の拡大

改正前	改正後
石綿を含有する板状に成形された建築材料 (樹脂等により被覆され、又は固形化されているものを除く。)	吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材を除くすべての石綿含有建築材料

○届出要件

改正前	改正後
石綿を含有する板状に成形された建築材料 (樹脂等により被覆され、又は固形化されているものを除く。) の使用面積が 1000 m ² 以上の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有仕上塗材の使用面積が 1000 m²以上の工事 ・石綿含有成形板等の使用面積の合計が 1000 m²以上の工事

※石綿含有成形板等とは吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、石綿含有仕上塗材を除くすべての石綿含有建築材料とし、石綿含有下地調整剤や今まで対象外であった樹脂等で被覆、固形化された建材（ビニル床シート等）も含まれます。

〔届出例〕

- | | | | |
|--------------------------------|--------|--------------------------------|--------|
| ・石綿含有仕上塗材 1,000 m ² | → 届出必要 | | |
| ・石綿含有成形板 500 m ² | + | ビニル床シート 500 m ² | → 届出必要 |
| ・石綿含有成形板 500 m ² | + | 石綿含有下地調整剤 500 m ² | → 届出必要 |
| ・石綿含有仕上塗材 500 m ² | + | 石綿含有下地調整剤 500 m ² | → 届出不要 |
| ・石綿含有仕上塗材 500 m ² | + | 石綿含有成形板 500 m ² | → 届出不要 |
| ・石綿含有仕上塗材 500 m ² | + | 石綿含有下地調整剤 1,000 m ² | → 届出不要 |
| ⇒① 同時に仕上塗材と下地調整剤を除去 | | → 届出不要※ | |
| ⇒② 仕上塗材と下地調整剤を別々に除去 | | → 届出必要※ | |

※双方が重ね塗りされている場合で、高圧水洗工法等で同時に取る場合は一つの建材(仕上塗材)として取り扱う。

別々で除去する場合は、2つの建材（仕上塗材、成形板等）として取り扱い、規模に応じてそれぞれ届出が必要。

よって、①は仕上塗材 500 m² 成形板等 500 m²となり届出不要。②は仕上塗材 500 m² 成形板等 1000 m²となり届出必要。

○作業基準（条例）

建材	改正前	改正後
石綿含有成形板等	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿飛散防止幕の設置 ・原則手作業による原形撤去 ・散水設備の設置 ・除去後の建材の切斷事における集じん機を備えた切斷機の使用 ・除去建材の破碎の禁止 ・排水の処理 	<p>大気汚染防止法に係る作業基準（裏面参照）に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿飛散防止幕の設置 ・除去後の建材の切斷事における集じん機を備えた切斷機の使用 ・除去建材の破碎の禁止 ・排水の処理
石綿含有仕上塗材	—	<p>大気汚染防止法に係る作業基準（裏面参照）に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿飛散防止幕の設置 ・排水の処理

○石綿濃度測定結果の発注者への報告について

元請業者に対して、石綿濃度測定結果の記録を発注者へ交付する義務を設けます。

詳細については、大阪府事業所指導課または作業場所を所管する自治体へお問い合わせください。

- ・届出の相談・提出先等（大阪府） <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/soudannsaki.html>
- ・石綿対策に関する情報（大阪府） <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/>



大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府

■電話：06 (6210) 9581 ■E-mail：jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和3年2月発行